



発行 新潟県

第 49 号

令和2年6月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 44 新潟県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（高齢福祉保健課）
- 45 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）

告 示

- 759 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 760 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 761 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 762 公共測量の実施通知（監理課）
- 763 公共測量の実施通知（監理課）
- 764 公共測量の実施通知（監理課）
- 765 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（税務課）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表（水産課）

教育委員会訓令

- 9 令和2年の夏季における新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程（教育庁総務課）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 河口付近におけるさけの採捕規制（新潟海区漁業調整委員会）

公安委員会規則

- 10 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

正 誤

- 令和2年6月19日付け県報第46号主要目次中（計量検定所）

規 則

新潟県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第44号

新潟県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後		改正前																								
別記 第1号様式（第2条関係） 老人居宅生活支援事業開始届 (略) (略)		別記 第1号様式（第2条関係） 老人居宅生活支援事業開始届 (略) (略)																								
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">主な職員 の氏名</td> <td>区分</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>施設の長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> (略)		主な職員 の氏名	区分	氏名	施設の長				<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">主な職員 の概要</td> <td>区分</td> <td>氏名</td> <td>主な経歴（職歴、資格の取得等）</td> </tr> <tr> <td>施設の長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (略)		主な職員 の概要	区分	氏名	主な経歴（職歴、資格の取得等）	施設の長											
主な職員 の氏名	区分		氏名																							
	施設の長																									
主な職員 の概要	区分	氏名	主な経歴（職歴、資格の取得等）																							
	施設の長																									
添付書類 <u>届出者の登記事項証明書又は条例</u>		添付書類 1 <u>条例、定款その他の基本約款の写し</u> 2 <u>事業開始年度の事業計画書及び収支予算書の写し</u>																								
第2号様式（第3条関係） 老人居宅生活支援事業変更届 (略) (略)		第2号様式（第3条関係） 老人居宅生活支援事業変更届 (略) (略)																								
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">変更</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員関係</td> <td>主な職員の氏名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事項</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設関係</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略) (略)		変更	(略)		職員関係	主な職員の氏名	事項	(略)		施設関係	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">変更</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員関係</td> <td>職務の内容 職員数 施設の長その他の主な職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事項</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設関係</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>事業開始の予定年月日 条例、定款その他の基本約款</td> <td></td> </tr> </table> (略) (略)		変更	(略)		職員関係	職務の内容 職員数 施設の長その他の主な職員	事項	(略)		施設関係	(略)	その他	事業開始の予定年月日 条例、定款その他の基本約款	
変更	(略)																									
	職員関係	主な職員の氏名																								
事項	(略)																									
	施設関係	(略)																								
変更	(略)																									
	職員関係	職務の内容 職員数 施設の長その他の主な職員																								
事項	(略)																									
	施設関係	(略)																								
その他	事業開始の予定年月日 条例、定款その他の基本約款																									
添付書類		添付書類 1 <u>施設の長その他主な職員の変更の場合は、変更後の者の経歴を明らかにする書類</u> 2 <u>条例、定款その他の基本約款の変更の場合</u>																								

第4号様式 (第5条関係)

老人デイサービスセンター等設置届

(略)

(略)	
設備の概要	(略)

(略)

施設の長の氏名	
事業を行おうとする区域	
市町村の委託事業にあつては、当該市町村の名称	

(略)

添付書類 市町村以外の者にあつては、届出者の
登記事項証明書

第5号様式 (第6条関係)

老人デイサービスセンター等変更届

(略)

(略)	
変	(略)
更	職員関係 施設の長の氏名
事	区域関係 (略)
項	

(略)

(略)

第7号様式 (第8条関係)

は、変更後の当該条例、定款その他の基本約
款の写し

第4号様式 (第5条関係)

老人デイサービスセンター等設置届

(略)

(略)		
設備の概要	(略)	
建物及びその敷地の権利関係	建 物	敷 地
	自己所有・貸借	自己所有・貸借

(略)

主 な 職 員 の 概 要	区分	氏名	主な経歴 (職歴、資格の取得等)
	施設の長		

事業を行おうとする区域	市長村の委託事業にあつては、当該市町村の名称
-------------	------------------------

(略)

添付書類

- 1 建物及びその敷地の所有又は使用の権利関係を明らかにする登記事項証明書その他の書類
- 2 市町村が他の市町村の区域に設置する場合は、当該他の市町村の同意書の写し
- 3 市町村以外の者にあつては、定款その他の基本約款の写し

第5号様式 (第6条関係)

老人デイサービスセンター等変更届

(略)

(略)			
変	(略)		
更	職員関係	職務の内容	職員数
事	区域関係	(略)	
項	そ の 他	事業開始の予定年月日	

(略)

(略)

添付書類 施設の長その他の主な職員の変更の場合は、変更後の者の経歴を明らかにする書類

第7号様式 (第8条関係)

養護老人ホーム等設置届

(略)

(略)

建物の規模及び構造	延べ床面積 造 階建て	m ²
-----------	----------------	----------------

(略)

(略)

添付書類

1 (略)

2 (略)

3 地方独立行政法人が届出を行おうとする場合は、届出者の登記事項証明書

第8号様式 (第9条関係)

養護老人ホーム等設置認可申請書

(略)

(略)

建物の規模及び構造	延べ床面積 造 階建て	m ²
-----------	----------------	----------------

(略)

(略)

添付書類

1 (略)

2 (略)

3 申請者の登記事項証明書

第9号様式 (第11条関係)

養護老人ホーム等変更届

(略)

(略)

養護老人ホーム等設置届

(略)

(略)

施設の地理的状況			
建物	規模及び構造	延べ床面積	m ²
	敷地の状況	敷地の面積	所有・貸借 (円 /)
		m ²	

(略)

(略)

添付書類

1 建物及びその敷地の所有又は使用の権利関係を明らかにする登記事項証明書その他の書類

2 (略)

3 他の市町村の区域に設置する場合は、当該市町村の同意書の写し

4 (略)

第8号様式 (第9条関係)

養護老人ホーム等設置認可申請書

(略)

(略)

施設の地理的状況			
建物	規模及び構造	延べ床面積	m ²
	敷地の状況	敷地の面積	所有・貸借 (円 /)
		m ²	

(略)

(略)

添付書類

1 建物及びその敷地等の所有又は使用の権利関係を明らかにする登記事項証明書その他の書類

2 (略)

3 定款その他の基本約款の写し

4 当該施設を設置しようとする区域の属する市町村の意見書

5 (略)

第9号様式 (第11条関係)

養護老人ホーム等変更届

(略)

(略)

変 更 事 項	施設の名称 施設の所在地 建物の規模 建物の構造 設備の概要 施設の運営の方針	変 更 事 項	施設関係	施設の名称 施設の所在地 建物の規模 建物の構造 設備の概要 建物又はその敷地に係る権利関係 施設の運営の方針
	(略)		職員関係	職務の内容 職員数
(略)	(略)	(略)	その他	事業開始の予定年月日
(略)	(略)	(略)	(略)	
添付書類 建物の規模又は構造の変更の場合は、当該変更の内容を明示した図面	添付書類 建物の規模若しくは構造又は敷地の状況の変更の場合は、当該変更の内容を明示した図面及び建物又は敷地の変更部分に係る権利関係を明らかにする登記事項証明書その他の書類			

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第45号

新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年新潟県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																									
<p>第4号様式（第4条関係） 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）</p> <table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	フリガナ		(略)	受診者氏名			(略)			<p>第4号様式（第4条関係） 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）</p> <table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">性別</td> <td style="border: 2px solid black;">男・女</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	フリガナ		性別	男・女	(略)	受診者氏名					(略)					
フリガナ		(略)																								
受診者氏名																										
(略)																										
フリガナ		性別	男・女	(略)																						
受診者氏名																										
(略)																										
<p>第5号様式（第4条関係） 診断書（精神通院医療）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table>	(略)	年 月 日生 (歳)	<p>第5号様式（第4条関係） 診断書（精神通院医療）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> <td style="border: 2px solid black;">男・女</td> </tr> </table>	(略)	年 月 日生 (歳)	男・女																				
(略)	年 月 日生 (歳)																									
(略)	年 月 日生 (歳)	男・女																								
<p>第6号様式（第5条関係） 支給認定申請内容変更届出書（精神通院医療） （略）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">受診者</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	受診者	フリガナ		(略)	氏名			(略)				<p>第6号様式（第5条関係） 支給認定申請内容変更届出書（精神通院医療） （略）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">受診者</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">性別</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">男・女</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	受診者	フリガナ		性別	(略)	氏名		男・女		(略)				
受診者		フリガナ		(略)																						
	氏名																									
(略)																										
受診者	フリガナ		性別	(略)																						
	氏名		男・女																							
(略)																										
<p>第7号様式（第6条関係） 医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">受診者</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	受診者	氏名		(略)	(略)			(略)				<p>第7号様式（第6条関係） 医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">受診者</td> <td>氏名</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">男・女</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	受診者	氏名		男・女	(略)	(略)				(略)				
受診者		氏名		(略)																						
	(略)																									
(略)																										
受診者	氏名		男・女	(略)																						
	(略)																									
(略)																										

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第759号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	35者	門前諏訪前2738番ほか328筆 81.7ha
関川村	1者	蛇喰2番4ほか7筆 0.4ha
新発田市	47者	浦新田横枕甲304番ほか421筆 54.6ha
阿賀野市	33者	寺社道山甲2654番ほか350筆 32.9ha
胎内市	6者	城塚船戸川崎636番ほか52筆 6.2ha
聖籠町	33者	次第浜一本松701番ほか210筆 22.1ha
新潟市	86者	北区太田151番ほか1443筆 109.6ha
五泉市	1者	南田中宮ノ越甲689番ほか10筆 1.5ha
三条市	7者	大平小平404番2ほか21筆 2.2ha
燕市	20者	粟生津山王677番ほか121筆 22.1ha
弥彦村	1者	境江中空潟377番ほか1筆 0.1ha
長岡市	15者	高島町下島1659番ほか251筆 19.0ha
見附市	3者	椿澤町鴨ヶ池511番1ほか8筆 3.9ha
魚沼市	1者	清本中ノ島712番1ほか4筆 0.2ha
南魚沼市	46者	山谷新屋敷227番ほか429筆 51.0ha
十日町市	1者	馬場乙2142番ほか6筆 0.8ha
刈羽村	16者	大塚向田2299番ほか111筆 17.0ha
上越市	27者	上五貫野西割707番ほか496筆 51.3ha
妙高市	6者	十日市蛭町556番ほか730筆 44.2ha
糸魚川市	3者	大和川大原6298番ほか8筆 1.7ha
佐渡市	14者	大和水谷2159番1ほか62筆 8.6ha
合計	402者	5,090筆 531.3ha

2 認可年月日

令和2年6月29日

◎新潟県告示第760号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年6月30日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日						
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟								
代表者氏名	理事長 飯島 武好								
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1265番地								
登録の区分	品位等検査								
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆								
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先				
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	
新潟県	朴 美玉	新潟県長岡市成沢町593-1	もみ、玄米	K152019047					
	中澤 俊彦	新潟県見附市本所1-26-23	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K152020001					
備考	略称『米ネットワーク新潟』 令和2年6月30日 農産物検査員2名の新規登録。検査員合計104名。								

◎新潟県告示第761号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 開設者の名称及び住所

- 寺泊漁業協同組合
新潟県長岡市寺泊大町9778番地1
- 2 地方卸売市場の名称
寺泊漁業協同組合地方卸売市場
 - 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県長岡市寺泊大町9778番地1
生鮮水産物及び加工品
 - 4 認定年月日
令和2年6月22日

◎新潟県告示第762号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、燕市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月12日まで
- 3 作業地域 燕市吉田西太田 他

◎新潟県告示第763号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年6月18日から令和3年1月20日まで
- 3 作業地域 新潟市北区胡桃山～阿賀野市小松

◎新潟県告示第764号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市

◎新潟県告示第765号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線
自) 東蒲原郡阿賀町谷沢
至) 阿賀野市新保

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県税務総合オンラインシステム用プリンタ等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県税務総合オンラインシステム用プリンタ等の賃貸借
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和2年10月30日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間
令和2年6月30日（火）から令和2年7月7日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所
新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- (3) 問合せ等
入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時
令和2年8月5日（水） 午前10時
- (2) 場所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 本件入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 令和2年6月30日現在において民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者
 - イ 令和2年6月30日現在において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者
- (3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 次の5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (6) 上記3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和2年6月30日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び上記4に定める入札に参加する資格があると認められない者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年7月22日(水) 午後5時まで

イ 提出場所 上記2(2)に定める場所に同じ。

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和2年7月29日(水)までに書面で通知する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記2(2)に定める入札説明書の交付場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に上記1(1)の調達案件の名称及び上記3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって上記3(1)に定める日の前開序日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望金額(上記1に掲げる新潟県税務総合オンラインシステム用プリンタ等の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に、59を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に59を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1項第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(上記1に掲げる新潟県税務総合オンラインシステム用プリンタ等の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1項第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製を作成することがある。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

令和2年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業の平成30年の海面漁業生産量は2.9万トン、生産額は121億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,338経営体（平成30年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

- (8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) なお、本県におけるくろまぐろ資源の保存及び管理に関する計画は別に定めるものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成31年4月から令和2年3月	—
まあじ	平成31年1月から令和元年12月	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月	若干
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月	若干
するめいか	平成31年4月から令和2年3月	若干
ずわいがに	令和元年7月から令和2年6月	417トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源の令和2年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	令和2年4月から令和3年3月	—
まあじ	令和2年1月から令和2年12月	若干
まいわし	令和2年1月から令和2年12月	若干
まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月	若干
するめいか	令和2年4月から令和3年3月	若干
ずわいがに	令和2年7月から令和3年6月	424トン

(注) すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。さらに、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのかきの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努

力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	令和2年9月1日から 令和2年10月31日まで	1,843

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	令和2年9月1日から 令和2年10月31日まで	1,843

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第9号

県立学校

令和2年の夏季における新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程を次のように定める。

令和2年6月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

令和2年の夏季における新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1から第4に規定する学校（幼稚園を含む。以下「県立学校」という。）に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第8条第1項第1号及び第2項に基づき県立学校の校長（園長を含む。以下「校長」という。）が定める県立学校の夏季休業日における勤務時間の割振りについて、新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年新潟県教育長訓令第11号）第5条及び第10条の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 校長は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が仕事と生活の調和を図るためのものであらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、別に定めるところにより教育委員会に報告するものとする。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和2年7月1日から令和3年3月31日までとする。

令和2年6月30日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、さけを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
田海川河口	河口中央より半径400メートル以内の海域	10月1日から12月31日まで

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月30日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(軽車両の灯火)</p> <p>第8条 令第18条第1項第5号の規定に基づき、軽車両（そり及び牛馬を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）の<u>灯火</u>を次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる<u>灯火</u>をつけることを要しない。</p> <p>(1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する<u>前照灯</u>又は<u>灯具</u></p> <p>(2) 灯光の色が橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から<u>点灯</u>を確認することができる性能を有する<u>尾灯</u></p> <p>2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 軽車両に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する<u>前照灯</u>で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定に基づき、軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が<u>幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者</u>1人を乗車させている場合</p> <p>(ロ) 16歳以上の運転者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者2人を同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車</p>	<p style="text-align: center;">(軽車両の燈火)</p> <p>第8条 令第18条第1項第5号の規定に基づき、軽車両の<u>燈火</u>を次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる<u>燈火</u>をつけることを要しない。</p> <p>(1) <u>燈光</u>の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する<u>前照燈</u>又は<u>燈具</u></p> <p>(2) <u>燈光</u>の色が橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から<u>点燈</u>を確認することができる性能を有する<u>尾燈</u></p> <p>2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 軽車両に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する<u>前照燈</u>で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定に基づき、軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が<u>幼児用座席に幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）</u>1人を乗車させている場合</p> <p>(ロ) 16歳以上の運転者が<u>幼児2人同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に<u>幼児2人</u>を乗車させている場合</p>

<p>させている場合 (ハ)・(ニ) (略) ロ・ハ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>(運転者の遵守事項) 第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。 (1) 積雪又は凍結のため、すべるおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するすべり止めの装置を講ずること。 イ <u>前又は後の駆動輪のタイヤに鎖等を取り付けること。この場合において、他の車両をけん引するときは、被けん引車の最後軸輪にも鎖等を取り付けること。</u> ロ (略) (2)～(10) (略)</p>	<p>(ハ)・(ニ) (略) ロ・ハ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>(運転者の遵守事項) 第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。 (1) 積雪又は凍結のため、すべるおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するすべり止めの装置を講ずること。 イ <u>駆動輪(他の車両をけん引するものにあつては、被けん引車の最後軸輪を含む。)の全タイヤに鎖等を取り付けること。</u> ロ (略) (2)～(10) (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

正 誤

令和2年6月19日付け県報第46号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	8	計量法による指定定期検査機関の指定 (産業政策課)	特定計量器定期検査の実施(計量検定所)